平成２４年（フ）第１４１６８号
東京都中央区東日本橋３丁目２番４号
破産者　株式会社モード・リエ
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４１７３号
東京都中央区東日本橋２丁目24番14号
破産者　ナレッジオートメーション株式会社
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４１７５号
千葉県千葉市稲毛区山王町35番地１
破産者　株式会社セットアップ
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４１７６号
東京都港区麻布十番１－４－７　麻布マスターズ７Ｆ、住民票上の住所千葉県千葉市稲毛区山王町35―１―211
破産者　秋元　　昭
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４１９３号
東京都練馬区南大泉１丁目14番17号
破産者　三英冷熱工業株式会社
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４１９４号
東京都練馬区石神井台７丁目18―19―401
破産者　高橋　英之
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４２４５号
東京都目黒区中央町１丁目８番21―302号
破産者　株式会社サザン・スター
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４２４６号
東京都目黒区鷹番２丁目８―21―103
破産者　並木　水元
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４２４７号
東京都目黒区鷹番２丁目８―21―103
破産者　並木　エリ
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４２４８号
東京都中央区銀座２丁目９番14号
破産者　株式会社トーキヨーインテリア
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４２４９号
神奈川県横浜市港北区日吉本町１丁目29―６ファミリー日吉Ⅱ103
破産者　平塚　英介
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４２６３号
千葉県松戸市松飛台203番地の３　アプリコットＡ棟304号、商業登記簿上の本店所在地東京都葛飾区東金町５丁目48番26号
破産者　ユニコール株式会社
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４２６４号
千葉県松戸市松飛台203―３　アプリコットＡ棟304
破産者　山内　一賢
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４２７８号
東京都中央区銀座１丁目18番６号
破産者　株式会社セルヴィ・ジャポン
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４３３０号
埼玉県川口市青木４丁目７番38号
破産者　有限会社ニュートリノ
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４３３２号
埼玉県川口市青木４丁目21―２―206、開始決定時の住所埼玉県川口市青木４丁目７―38
破産者　野口　晴美
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４３４０号
東京都江戸川区中央２丁目７番地21号
破産者　株式会社東京ユニ
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４３４１号
東京都江戸川区南小岩６丁目１－３―103
破産者　小田　幹郎
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４３４３号
神奈川県相模原市中央区田名3986番地13
破産者　有限会社ＳＴＵＤＩＯ　ＴＡＲＯＨ
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４３４６号
東京都新宿区住吉町２丁目10番
破産者　株式会社ラミエール
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４３８５号
東京都江戸川区小松川１丁目２－１―1308
破産者　阿部　　庸
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４３８６号
東京都江戸川区小松川１丁目２－１―1308
破産者　阿部　恵子
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部